

第61号議案

町及び字の区域の変更並びに町の区域の設定の件
 次のとおり町及び字の区域を変更し、及び町の区域を新たに画する。

平成30年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

宅地造成に伴うもの

(1) 多聞町字小束山地区（垂水区）

変 更 前			変 更 後	備 考
町	小字	地 番	町	
多聞町	小束山	868 の 45, 868 の 1384	小束台 東	1 変更前の欄の区域に介在する道路及び水路の一部は、変更後の欄の区域に編入する。 2 変更前の欄の地番は、平成30年5月16日現在の地番である。

（議案参照図その1）

(2) 西神住宅第2団地（西区）その1

変 更 前			変 更 後	備 考
町	小字	地 番	町	
櫛谷町 谷口	南谷	194, 197 の 1, 198 の 1, 199, 202, 203	井吹台 西町7 丁目	1 変更前の欄の区域に介在する道路及び水路の一部は、変更後の欄の区域に編入する。
	南谷口	195 の 1, 209 の 4		
	岡ノ谷	581 の 9, 582 の 1, 582 の 5, 582 の 6, 587, 589 の 4, 590 の 2		

南谷口	209 の 1	井吹台 西町 8 丁目	2 変更前の欄の 地番は，平成30 年 7 月 9 日現在 の地番である。
南谷	213 の 2 ， 217 の 2 ， 221 の 1		
南谷奥	224 の 1		
真谷奥	228 の 1		
真谷中	254		
岡ノ谷	501 の 1 ， 501 の 2 ， 579 の 1 ， 580 の 1 ， 580 の 7 ， 581 の 3 から 581 の 5 まで， 581 の 8 ， 585， 586， 588 の 1 ， 589 の 3 ， 590 の 1 ， 591		

(議案参照図その 2)

(3) 西神住宅第 2 団地 (西区) その 2

変 更 前			変 更 後	備 考
町	小字	地 番	町	
櫛谷町 池谷	大谷	50 の 3 の 1 ， 50 の 5 ， 50 の 6 ， 50 の 8 から 50 の 13 まで， 50 の 22 から 50 の 24 まで， 50 の 96 から 50 の 101 まで， 51， 52， 53 の 1 ， 61 の 1 ， 62 の 1 ， 62 の 2 ， 63 から 71 まで， 72 の 2 ， 73 の 2	井吹台 北町 3 丁目	1 変更前の欄の 区域に介在する 道路及び水路の 一部は，変更後 の欄の区域に編 入する。 2 変更前の欄の 地番は，平成30 年 5 月 18 日現在 の地番である。

(議案参照図その 3)

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により，議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

第260条 市町村長は，政令で特別の定めをする場合を除くほか，市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し，又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは，当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2，3 略